**舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務に入札参加される皆様へ**

令和４年２月

大阪府都市整備部

**舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務に係る入札参加**

**資格事前審査における車両の長期賃貸借契約期間の変更について**

都市整備部では、大阪府都市整備部舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務に係る入札参加資格事前審査取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、必要な当該業務の適格性についての事前審査を実施しております。今般、事前審査における審査基準を令和５年度募集より下記のとおり変更しますので、お知らせします。

**１．車両の長期賃貸借契約期間の変更**

　舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務において必要としている車両について、長期賃貸借契約期間を以下のとおりとします。（要領第４条第２項第３号）

旧）所有又は６ヶ月以上の長期賃貸借契約

新）所有又は12ヶ月以上の長期賃貸借契約

**２．適用**

　令和５年度募集より適用

問合せ先

【制度全般に関すること】

　都市整備部事業管理室　技術管理課

契約管理グループ　℡０６－６９４４－６０３８

【申請内容に関すること】

　各土木事務所技術担当次長